⑵　代理人の氏名又は名称

非居住者が届出をする場合には、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（⑵において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

⑶　［略］

⑷　買付け等をする株券等の種類

ａ　議決権のない株式（令第６条第１項に規定する議決権のない株式をいう。）であって、当該株式の取得と引換えに議決権のある株式を交付する旨の定款の定めのある株式に係る株券が買付け等をする株券等に含まれる場合には、その旨を注記すること。

ｂ　買付け等をする株券等に旧新株引受権証券等が含まれる場合には、その旨を記載すること。

ｃ　買付け等の後における当該買付け等を行う者の株券等所有割合（法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいい、その者に特別関係者（同条第１項第１号に規定する特別関係者をいう。）がある場合にあっては、その株券等所有割合を加算したもの。⑸において同じ。）の合計が３分の２以上となる場合であって、第５条第３項各号に掲げる株券等があるときは、その旨を注記すること。

⑸　買付け等の概要

ａ　「公開買付けの目的」欄には、「完全子会社化」、「非公開化」又は「連結子会社化」等の公開買付けの目的を簡潔に記載すること。

ｂ　「買付け等の期間」欄には、公開買付期間を記載すること。ただし、法第27条の10第３項の規定により買付け等の期間が延長された場合には、当該延長による訂正届出書の提出を要しない。

同項の規定により当該公開買付期間が延長される可能性がある場合には、例えば「法第27条の10第３項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は○年○月○日までとなります。」等欄外に注記すること。

ｃ　「買付け等の価格」欄には、株券等の種類ごとの買付け等の価格を記載すること。有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。

ｄ　「買付予定数の下限」欄には、法第27条の13第４項第１号の規定により応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数の全部又はその一部としてあらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における当該記載された数（以下「買付予定数の下限」という。）を記載すること。

また、当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における当該買付け等の後の株券等所有割合を欄外に注記すること。

⑵　［同左］

非居住者が届出をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（以下この⑵において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

⑶　［同左］

⑷　［同左］

買付け等をする株券等に旧新株引受権証券等が含まれる場合には、その旨を記載すること。

⑸　買付け等の目的

買付け等の目的について具体的に記載すること。

たとえば、

ａ　支配権取得又は経営参加を目的とする場合には、支配権取得又は経営参加の方法及び支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画について具体的に記載すること。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他対象者の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性も記載すること。

ｂ　純投資又は政策投資を目的とする場合には、株券等を取得した後の当該株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由を記載し、長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付け等を行う場合には、その必要性を具体的に記載すること。

ｃ　買付け等の後、当該株券等の発行者の株券等を更に取得する予定の有無、その理由及びその内容を具体的に記載すること。

ｄ　株券等を取得した後、第三者に譲渡することを目的とする場合には、当該第三者について「第２　公開買付者の状況」に掲げる事項と同一の事項（「１　会社の場合」の「⑵　経理の状況」を除く。）を記載するとともに、当該第三者の公開買付者との関係、譲受けの目的及び届出日において所有する当該株券等の数を記載すること。なお、当該第三者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。⑰及び㉛において同じ。）に該当する者である場合には、「第２　公開買付